

注意喚起

平成 29 年 2 月 14 日

農地中間管理事業借受希望者リスト掲載者各位

農地中間管理事業の公表情報の悪用が疑われる取り込み詐欺について

当機構の業務運営につきましては、日頃より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農地中間管理事業においては、機構に農地の借受希望申請を行われた方の氏名・名称等をホームページ等で公表することが法律で定められており、当機構においても申請者の同意を得て、借受希望者リストとして公表しているところです。

平成 28 年末から他県において、農地中間管理事業の借受希望リストを悪用した取り込み詐欺と思われる被害報告があるとの情報が入りました。

内容は、集荷業者を名乗る者から、「農地中間管理事業のホームページで公表されている借受希望リストを見て電話した※」ということで、米の注文がなされ、販売後に代金の回収ができなくなったというものです。（※機構ホームページでは、借受希望の方の住所や電話番号は公表しておりません）

つきましては、今後、被害の拡大が懸念されますので、新たに「取り込み詐欺」の被害に遭わないよう、米等の取引にあたっては、十分にご注意願います。